平成 31 年 4 月農業委員会総会議事録

平成31年4月25日午後1時30分、平成31年4月農業委員会総会をホテルニューキャッスル3階「麗峰の間」に招集する。

出席委員 25 名

1 番	岩谷　裕子	委員	2 番	成田　忠光	委員	3 番	三上　幸雄	委員
4 番	佐藤　耕一	委員	5 番	白濱　不二男	委員	6 番	成田　繁則	委員
7 番	小林　政貴	委員	8 番	三上　悦治	委員	9 番	平井　秀樹	委員
10 番	進藤　司	委員	12 番	棟方　健	委員	13 番	木村　芳文	委員
14 番	小田桐　明	委員	15 番	奥元　勝義	委員	16 番	髙橋　貴志	委員
17 番	須藤　秀人	委員	18 番	大湯　茂八郎	委員	19 番	伊藤　公正	委員
20 番	兜森　弘義	委員	21 番	小嶋　勇成	委員	22 番	藤田　善明	委員
23 番	前田　優考	委員	24 番	町田　高司	委員	25 番	佐藤　剛郎	委員
26 番	山内　知人	委員						

欠席委員　1 名

11 番　石岡　千鶴子　委員

出席事務局　　9 名

事 務 局 長	菅野　昌子	事務局次長	三上　勇造
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農政係長	髙橋　　貢
事務局農地係長	澤田　明人	岩木分室長	佐藤　久明
相馬分室総括主査	藤田　　徹	事務局主査	藤田　智恵子
事務局主事	山中　早織		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第 27 号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 28 号　農地転用許可に係る意見について
議案第 29 号　農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第 30 号　農用地利用集積計画の決定について
議案第 31 号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 32 号　農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第 33 号　農地・非農地の判断について

報告第 11 号　農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 12 号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 13 号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 13 時 30 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。総会の前に私の方から、ご連絡がございます。3 月の総会でもご紹介申し上げましたが、人事異動の関係で新たに転入された職員の皆さんを、新しい委員さんも居られますのであらためてご紹介させていただきます。

【新職員紹介（菅野昌子局長、澤田明人係長、瓜田武久主査、山中早織主事、成田一行主査）及び挨拶（省略）】

事務局次長　ただいまから平成 31 年 4 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。今日は欠席の通告はありませんが、議席番号 11 番 石岡千鶴子委員が今日市議会議員の当選証書の交付式だそうで、遅れるとの話がありました。後で間に合えば来ると思いますのでよろしくお願いいたします。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。4 番 佐藤耕一委員、5 番 白濱不二男委員、7 番 小林政貴委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の藤田智恵子主査を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。
それでは、次第の 4、議事に入ります。

議　　長　議案第 27 号を議題といたします。議案第 27 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 27 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 17,854.70 ㎡、畑 13 件 60,530.84 ㎡、合計 17 件 78,385.54 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 31 件 158,087 ㎡、畑 30 件 126,077 ㎡、合計 61 件 284,164 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 4 月 11 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、岩谷裕子委員、成田忠光委員、三上幸雄委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 3 件の事情聴取を行いました。3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 1 番について申し上げます。譲受人は、実家が農家であり、現在の職を辞め、専業で農業をやりたいと思い、本申請に至ったと申し述べておりました。実家のりんご園の手伝いや高校で農業を学ぶなど農作業経験も

調査委員長	あり、今後も親の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。8ページをお開きください。所有権関係、受付番号15番について申し上げます。申請地は譲受人の父が所有する農地であり、これまでも農作業に従事しておりました。申請地での農作業経験もあり、今後も親の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。16ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号17番について申し上げます。借受人は実家が農家であり、今回、自分で農地を貸借する見通しがたったため本申請に至ったと申し述べておりました。一連の農作業経験があり、今後も農家の友人の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請も含め、申請書を審査し、検討した結果、全ての申請において、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）
髙橋貴志委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （髙橋貴志委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に19ページ、受付番号24番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	受付番号24番は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第27号のうち、受付番号24番については、許可することに決定いたします。 髙橋委員の着席をお願いします。 （髙橋貴志委員着席）
議　　長	それでは、議案第27号のうち、受付番号24番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。
大湯茂八郎委員	私、新人でなにぶん、中身がわかっていないかもしれませんが、受付番号38番、使用収益権関係24ページのですね、これは使用貸借になっていまして、ずっと見ていますと、3年、5年、10年が多いのですが、この方だけが50年となっていまして、ここにどういう意味があるのかと思いまして質問しました。
農地係長	申請の段階で本人が50年というかたちで申し込みされたので、特段50年でもだめだということではないので、受付しました。
次長補佐	補足させていただきますけれども、この申請につきましては、親子関係の申請になりまして、年数については、特段決められたものがございませんで、無償の貸借ということで、10年、20年であろうと30年でも特段年数には制限はないとなって

次長補佐	おります。以上です。
大湯茂八郎委員	ちなみに、貸付と借受の関係は親子ですか。
議　　長	親子だそうです。よろしいでしょうか。
大湯茂八郎委員	ありがとうございました。
議　　長	それでは、議案第 27 号のうち、受付番号 24 番を除く申請については、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 27 号のうち、受付番号 24 番を除く申請については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 28 号を議題といたします。議案第 28 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第 28 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。 今会議に提出されました件数と面積は、畑 2 件 1,101 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。 以上であります。
議　　長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。37 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、受付番号 1 番及び 2 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、受付番号 1 番は不許可の例外となる「農業用施設」であること、2 番は同じく不許可の例外となる「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。また許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）
議　　長	それでは、議案第 28 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 28 号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 28 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 29 号を議題といたします。議案第 29 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 29 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係の、田 1 件 108 ㎡、畑 1 件 263 ㎡で、合計 2 件、371 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。41 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、所有権関係の受付番号 1 番及び 2 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、どちらも不許可の例外となる「周辺事業者及び居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。また許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 29 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 29 号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 29 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 30 号を議題といたします。議案第 30 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 30 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 7 件 23,109 ㎡、畑 10 件 29,914 ㎡、合計 17 件 53,023 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 7

事務局次長　件 34,087 ㎡、畑 11 件 134,762 ㎡、合計 18 件 168,849 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿に登録されていることから、すべてについて、要件を満たしておりました。49 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 15 番から 50 ページ 17 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。52 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 2 番から 56 ページ 18 番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画を決定することが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第 30 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 30 号は、報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 30 号は、報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 31 号を議題といたします。議案第 31 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 31 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 9,579 ㎡、畑 6 件 22,138 ㎡、合計 11 件 31,717 ㎡であります。また、使用収益権関係は、田 7 件 36,789 ㎡、畑 1 件 3,571 ㎡、合計 8 件 40,360 ㎡であります。今回提出されました 19 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項各号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 11 件、賃貸借 8 件が整ったものであります。なお、63 ページからの使用収益権関係、8 件は、利用調整にあたって農地中間管理事業の実施が必要であると認められたことから、あおもり農林業支援センターの同意を得て、調整が図られたものであり、いずれも利用集積計画を定めるよう市長に要請することが適当であると認められるものであります。以上であります。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

伊藤公正委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（伊藤公正委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 59 ページ所有権関係、受付番号 4 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　所有権関係、受付番号 4 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 31 号のうち、所有権関係、受付番号 4 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。

伊藤委員の着席をお願いします。

（伊藤公正委員着席）

議　　長　それでは、議案第 31 号のうち、所有権関係、受付番号 4 番を除く要請案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 31 号のうち、所有権関係、受付番号 4 番を除く要請案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 31 号のうち、所有権関係、受付番号 4 番を除く要請案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 32 号を議題といたします。議案第 32 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 32 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田 14 件 70,876 ㎡、畑 11 件 133,381 ㎡、合計 25 件 204,257 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　今回提出されました 25 件につきましては、先の議案第 30 号で決定されました利用集積計画のうち 52 ページの使用収益権関係、受付番号 2 番以降の 17 件及び議案第 31 号で要請が決定されました 63 ページの使用収益権関係、受付番号 1 番以降の

調査副委員長	8 件において、農地中間管理機構である あおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理事業規程に定める決定方法に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。
議　　長	それでは、議案第 32 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 32 号については、報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 32 号については、計画案に異議がないものと決定いたします。 次に、議案第 33 号を議題といたします。議案第 33 号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第 33 号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第 4(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。 今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、畑 4 筆 2,307 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議　　長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。83 ページをお開きください。番号 1 番から 4 番の土地については、農地法の運用について第 4(4)イの「その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明はありませんか。 （な　し）
議　　長	それでは、議案第 33 号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 33 号は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 33 号は番号 1 番から 4 番を「非農地」と判断することに決定いたします。

議　　長　　次に、報告事項に入ります。報告第 11 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 11 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
　今会議に報告されました件数と面積は、田 5 件 31,691 ㎡、畑 14 件 133,427 ㎡、合計 19 件 165,118 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては 87 ページ、受付番号 146 番から 89 ページ、受付番号 164 番までの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第 11 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第 12 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 12 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
　今会議に報告されました件数と面積は、4 条関係の、畑 1 件 1,696 ㎡であります。なお、届出理由につきましては、93 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第 12 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第 13 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。報告第 13 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
　今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 16,245 ㎡、畑 6 件 17,918 ㎡、合計 10 件 34,163 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、97 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第 13 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 14 時 10 分］